## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県	
3. 市区町村名	有田町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.arita.lg.jp/	

執行機関名 有田町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	有田町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成18年有田町条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項有田町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成18年有田町条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法第1条	有田町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成18年有田町条例第89号)第1条
	の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手	第1条 この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童(以下「ひとり親家庭等」という。)の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		有田町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	有田町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条		
	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等の医療費助成に係る助成対象者の事実についての <u>審査に関する</u> 事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	有田町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
		当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	有田町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報		

г		
- 1.	<b>備</b>	
	J/⊞ <sup>1</sup> →	